

業務委託契約書（案）

件名：沖縄県本庁舎執務室の仮移転に伴う引っ越し作業委託契約（以下「本業務」という。）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）は、沖縄県本庁舎改修工事に伴う執務室の仮移転のため、引っ越し作業を発注者から受注者に委託するにあたり、この契約書及び仕様書に従い、法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（法の遵守）

第1条 発注者及び受注者は、本業務の遂行にあたって、法並びにその他関係法令を遵守するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 発注者は、次に定める項目及び別紙仕様書に基づき、本業務を受注者に委託する。

（1） 委託契約期間

契約の日から令和8年3月31日まで

（2） 履行場所

沖縄県本庁舎ほか、仕様書に定めるとおり

（3） 業務内容

仕様書に定めるとおり

（4） 契約金額 金 〇〇〇円

うち取引に係る消費税及び地方消費税 金 〇〇〇円

（義務と責任）

第3条 受注者は、現場の安全衛生管理等について、関係法令に従いこれを行うこと。

2 受注者は、法令、本契約及び仕様書に従い、第2条に定める委託業務を処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が発注者の責めに帰すべき場合を除き受注者が責任を負う。

（検査及び引渡し）

第4条 受注者は、業務を完了したときは、業務完了届によりその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に業務の検査をしなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、業務の補正を命ぜられたときは、受注者は直ちに当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

（委託料の支払い）

第5条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは所定の手続きに従って委託料の支払い請求をすることとする。

2 受注者は、業務の完成確認を受けた部分について、部分払請求をすることができる。ただし、部分払回数は1回までとし、委託料の90%を上限とする。

3 発注者は、第1項又は前項の規定による委託料の請求があったときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 受注者が納付すべき契約保証金は、沖縄県財務規則第101条に定めるところによる。

（再委託の禁止）

第7条 受注者は、発注者から委託された業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て、法令の定める再委託基準の範囲のものにかぎり再委託することができる。

（情報管理）

第8条 発注者および受注者は、本契約の履行に際して業務上知り得た情報を、法令に定めるものを除き、本契約

の有効期間中はもとより契約期間終了後も第三者に漏洩してはならない。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、第4条により完了の報告を受けた業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 当事者の意思表示等により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約の解除)

第10条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) この契約の履行について、受注者又はその作業員に不正又は不当な行為があったとき。

(3) 受注者が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。

(4) 契約締結後の事情により、本業務を継続する必要がなくなったとき。

(5) 受注者が（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本号において同じ。）、次のいずれかに該当するとき。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者。法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 下請契約、資材または原材料等の購入契約その他の契約を使用とする相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材または原材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者は発注者が契約に違反し、その違反により業務を完成することが不可能になったときは、契約を解除することができる。

(損害賠償金又は違約金)

第 11 条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した遅延利息を請求することができる。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、発注者がこの契約に基づく第 5 条の規定による契約代金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した遅延利息を請求することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 12 条 受注者は本契約に関して、自ら又は下請負人等が暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 13 条 受注者は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(協議事項)

第 14 条 本契約に定めのない事項および本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、発注者および受注者が誠意をもって協議の上これを決定する。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者各記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

発注者 住 所 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
名 称 沖縄県
代 表 者 沖縄県知事 玉城 康裕

受注者 住所または所在地
商号または名称
代 表 者